

「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金等交付要綱

令和2年4月1日 文化スポーツ局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」とする。

(対象者)

第3条 補助事業等の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助事業を遂行するために、十分な能力を有する団体であること。
- (2) 過去に、補助事業者として不相当と認められる行為がないこと

(対象経費)

第4条 補助事業等の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 六甲ミーツ・アート 芸術散歩を実施するための経費のうち、市長が必要と認める経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金等の額)

第5条 補助金等の額は、補助対象経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第4号)を前条第1項の補助金等交付決定通知書を受領後に市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(補助事業等の変更等)

第9条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。ただし、前段の場合において、補助対象経費の区分ごとに配分された額の20%以内の変更はこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第8号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、1か月以内に市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第10号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書(様式第11号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後5日以内に、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとし、返還期限は当該命令から20日以内とする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金	
目的及び内容		
補助事業等の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金等の額	円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書 ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類	

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金等交付決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金等不交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金等請求書

請求金額	円
補助事業等の名称	

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

（添付書類）

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状（様式第12号）を提出すること。

受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金等に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業等の名称

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金 融 機 関 名	銀行	支店	
預 金 種 目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口 座 番 号			
口 座 名 義			

補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金	
変更の理由		
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金等の額	(円) 円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（変更後） ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類	

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第7号（第9条関係）

補助事業等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助金等交付決定変更通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件		

様式第9号（第9条関係）

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長 印

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所
団 体 名
代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金	
補助事業等の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金等の額	(円) 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類 ・補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別記

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額等確定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について，補助金等の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	

様式第 12 号（第 12 条関係）

補助金等交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」事業補助金
補助金等の額	円
取消しの理由	